

事 務 連 絡
令和3年(2021年)11月29日

各幼稚園長様
各小・中学校長様

教育委員会事務局
指導室長 齊藤 光司

12月からの教育活動について

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

本区におきましては、令和3年10月25日から11月30日までの「基本的対策徹底期間」は、令和3年9月29日付 3中教指第3040号「緊急事態宣言解除後の教育活動について（依頼）」に基づき、引き続き、感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施していただくようお願いしているところです。

このたび、東京都は、基本的対策徹底期間を「12月1日から都が『レベル1』の状況にある間」と定め直し、引き続き基本的な感染防止策を徹底するよう求めています。

つきましては、12月1日より、下記に示したとおり、感染症対策についての指導を継続しながら幼児・児童・生徒の健やかな学びのために実施可能な教育活動に工夫して取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 日常の教育活動について

幼児・児童・生徒への感染予防対策を継続した上で日常の教育活動を実施する。

- (1) グループや少人数による話し合い活動、理科（観察・実験）、音楽（歌唱・管楽器など）、家庭科（調理実習など）、等の飛沫感染の可能性が高い活動については、基本的な感染症対策（換気、マスクの着用、手指や器具の消毒、人数や時間の適切な設定など）を行った上で工夫して実施する。
- (2) 幼児・児童・生徒のマスクの着用については、熱中症のリスクも鑑み、活動内容に応じて、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、教員がマスクを外すよう適宜声掛けするなどの対応をする。
- (3) 様々な機会を捉えて、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を引き続き行う。

① 感染予防に関する指導

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合には、無理をせず自宅で休養することを、引き続き呼びかける。同居の家族に同様な症状が見られる場合も登校を控えるよう呼びかける。
- ・こまめな手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底することを指導する。
- ・マスクの適切な着用について指導する。その際、体質等によりマスクを着用できない児童・生徒がいることなど、必要な配慮についても指導する。

② 適切な行動に関する指導

- ・ 3密（密集・密接・密閉）それぞれの状況を避けるための行動を、児童・生徒自らがとれるように指導する。
- ・ 特に、給食前後の行動についての指導を徹底する。給食時はマスクを外すことから、緊急事態宣言下同様の対応とする。（給食前後の手洗い、手洗い場や廊下が密にならない工夫、配膳時に話をしないこと、黙食 など）

2 土曜授業日の公開について

時間や集団の指定、オンラインでの公開の併用等、実施方法を工夫して、保護者等への公開を行う。保護者が授業の様子を知る機会を用意するよう努める。

- (1) 全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。
- (2) 教室内の密を避けるために、教室内にいる保護者の人数を制限したり、廊下からの参観や広い場所で実施する授業の公開など、実施方法を工夫する。
- (3) 参観中の会話は極力控えていただくよう、事前に保護者に協力を依頼する。
- (4) 密を避けるために、土曜授業日以外にも授業公開日を設けるなどの工夫を講じる。

3 集会・学校行事・保護者会等について

保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮して計画・実施する。

- (1) 幼児・児童・生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしない。
「3密」を徹底的に避けた計画とするとともに、会場内の換気をこまめに行う。
- (2) 原則マスクを着用する。ただし、幼児・児童・生徒の体調面に十分配慮する。発表等でマスクを外す場合は、間隔を1～2m程度確保する。
- (3) 行事等の当日だけでなく、練習や準備においても十分に配慮する。行事等の当日及び練習や準備時に幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止とする。
- (4) 保護者が来校する場合は、時間と集団を指定し、密にならない場合のみ可とする。（全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。）
- (5) 来賓・地域関係者等を招く場合は、人数制限や時間による入れ替えの対応をとるなど、来賓者席等が密にならないように配慮する。対応が難しい場合は、招待しない。

4 校外学習・遠足・宿泊を伴った学校行事等について

保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮して計画・実施する。

- (1) 移動手段として公共交通機関を利用する場合は、事前に実地踏査等で状況を把握し、混雑する時間帯の利用を控えたり少人数ごとに分散して利用するなど、計画を工夫する。
- (2) 見学地については、人が密集する、直前でのキャンセルが難しい、高額なキャンセル料が発生するといった場所・施設は避ける。
- (3) 校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。
- (4) 宿泊の際は、宿舎での過ごし方（入浴時や就寝時）等について十分配慮する。
- (5) 保護者には、感染症対策について丁寧に説明し、同意を得る。参加に際しては、各家庭の考えを十分に聞き取る。

- (6) 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても2週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

5 部活動について

保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮して実施する。

- (1) 感染リスクの高い活動は控える。接触を伴う活動、飛沫感染の可能性がある合唱・合奏等においては、十分な距離を取り、換気を徹底するなど、必ず感染症対策を講じる。
- (2) 熱中症のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう適宜声掛けをする。マスクを外す場面では、大声を出すことや、近距離での発声や会話は控える。ミーティング等の際には必ずマスクを着用させる。
- (3) 対外試合・合同練習等は、会場への移動、昼食、更衣等も含め、学校として責任をもって感染症対策を講じた上で実施する。移動手段として公共交通機関を利用する場合は、事前に状況を把握し、混雑する時間帯の利用を控えるなどの工夫を講じる。実施する場合は必ず保護者の同意書を得る。

6 教職員の健康管理の徹底

区民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、以下について注意喚起をする。

- (1) 各自健康管理を徹底し、会話や会議の際も必ずマスクを着用する。
※一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持つことや、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることを踏まえ、着用すること。
- (2) 外出をする際には、基本的な感染症対策を講じる。
- (3) 会食をする際には、時間や人数などを考慮し、基本的な感染症対策を講じる。

7 その他

- (1) 学校教育向上事業研究発表会については、指導室等と相談しながら実施方法を決定する。
- (2) 区主催の教員研修については、その研修の内容等を鑑み、引き続き集合研修とオンライン研修を併用していく。(実施方法については、各研修の開催通知を確認すること)
- (3) 今後の感染拡大状況によっては、対応を変更する。その際は別途通知する。

【担当】 教育委員会事務局指導室
指導主事 矢澤 理恵
内線6422